

学科教本 統合版 改訂表

(令和 8・4・1 改訂版 対応)

「(2) 第一種運転免許の種類」中、「中型免許」の「中型自動車」「準中型自動車」「普通自動車」

P.125

及び「準中型免許」の「準中型自動車」「普通自動車」の欄に「※2」を追加します。

車の種類 第一種免許の種類 (受けられる年齢)	大型自動車	中型自動車	準中型自動車	普通自動車	大型特殊自動車	大型自動車二輪車	普通自動車二輪車	小型特殊自動車	一般原動機付自転車
大型免許 (21歳以上)※1	●	●	●	●				●	●
中型免許 (20歳以上)※1		●※2	●※2	●※2				●	●
準中型免許 (18歳以上)			●※2	●※2				●	●
普通免許 (18歳以上)				●※2				●	●
大型特殊免許 (18歳以上)					●			●	●
大型二輪免許 (18歳以上)						●※2	●※2	●	●
普通二輪免許 (16歳以上)							●※2 ●※3	●	●
小型特殊免許 (16歳以上)								●	
原付免許 (16歳以上)									●
けん引免許 (18歳以上)	おおがた ちゅうがた じゅんちゅうがた ふつう おおがたとくしゅじどうしゃ いんじどうしゃ しやりようそうじゅうりよう 大型、中型、準中型、普通、大型特殊自動車のけん引自動車で、車両総重量が750kgをこ える車(重被けん引車)をけん引する場合に必要な免許です。※4								

※1 自衛官など特に定められた者は19歳以上。

※2 AT限定の免許では、AT車(オートマチック車)に限ります。

※3 小型二輪限定の免許では、総排気量125cc以下または定格出力1.00kW以下のものに限ります。

※4 小型トレーラー限定けん引免許では、車両総重量が2,000kg未満のキャンピングトレーラーなどに限ります。

『④ 動体視力』中、『動体視力とは』を欄外に移動し『*2 動体視力…』に変更します。

P.176

また、本文1～2行目の『動体視力』に『*2』を追加します。

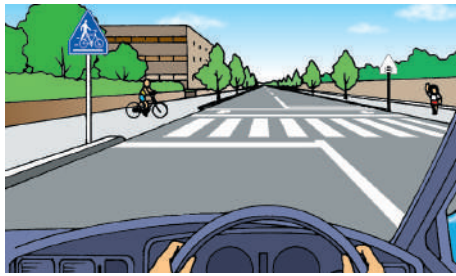
*2

動体視力…

- ・自分が動き、相手も動く
 - ・自分が動き、相手が停止する
 - ・自分が停止し、相手が動く
- ときの視力

① 動体視力

動きながら物を見る場合、または動いている物を見る場合の視力を動体視力*2といいます。動体視力は、静止したまま静止した物を見るときの視力（静止視力）に比べて低くなります。したがって、速度が速くなると視力が低下し、それだけ危険な状況の発見が遅れることとなります。



静止視力



動体視力

P.180

2 疲労

の上段に『Pick up **ピックアップ** 飲酒量と酔い方』を追加し、『**ちょっと注目**』を変更します。

ちょっと注目

アルコールの残留時間

飲酒の量によって、翌日の朝まで体内にアルコールが残っている場合があります。

必ずしも一晩寝れば大丈夫というわけではありません。次の日に運転する場合は飲酒量に注意が必要です。また、お酒をたくさん飲んだ次の日は運転を控えましょう。

Pick up **ピックアップ**

飲酒量と酔い方

個人差はありますが、飲酒量によって次のような酔い方になるとされています。

飲酒量	呼気アルコール濃度	酔い方
ビール中ビン～1本 日本酒～1合	0.1mg/l～0.2mg/l	判断力が少しにぶる
ビール1～2本 日本酒1～2合	0.25mg/l～0.5mg/l	手の動きが活発になる
ビール3本 日本酒3合	0.55mg/l～0.75mg/l	立てばふらつく
ビール4～6本 日本酒4～6合	0.8mg/l～1.5mg/l	千鳥足になる
ビール7～10本 日本酒7～10合	1.55mg/l～2mg/l	立てない
ビール10本超 日本酒1升超	2.05mg/l～	揺り起こしても起きない

*体重60キログラムの男性の場合

樋口進編「アルコール保健指導マニュアル,2003」による

3 視覚の働き

車を運転するときは、さまざまな体の働きを使わなければなりません。とくに目から入ってくる情報に頼る割合が高く、視覚の働きは最も大切です。

(1) 視力

① 視力

視力は普通、万国式視力表^{*1}を使って測定します。しかしこれは一点を注視したときの視力ですから、注視点から離れたところの視力は、測定視力よりも低下します。したがって、運転中は一点だけを注視しないで、必要に応じてたえず目を動かし、まんべんなく注意を払わなければなりません。とくに、速度が速くなると、遠方の情報まで的確に取る必要があります。常に情報を先取りすることを心がけましょう。

② 動体視力

動きながら物を見る場合、または動いている物を見る場合の視力を動体視力^{*2}といいます。動体視力は、静止したまま静止した物を見るときの視力（静止視力）に比べて低くなります。したがって、速度が速くなると視力が低下し、それだけ危険な状況の発見が遅れることになります。

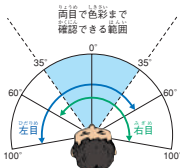


(2) 視野

① 視野

人が自分の位置を変えずに見渡せる範囲を視野といいます。普通、静止時の視野は、片目で左右それぞれ160度くらい、両目なら200度くらいです。

このうち色彩を完全に確認できるのはさらに狭く、左右それぞれ35度付近まで、そこから外側になるほど、色彩を正確に確認できなくなります。したがって、信号や標識などは、よく見ないと見間違えるおそれがあります。



***1** 万国式視力表
 ・行が縦向き、数字が横向き
 ・行が横向き、数字が縦向き
 ・行が斜向き、数字が斜向き
 ・数字が斜向き、数字が斜向き
 ・数字が斜向き、数字が斜向き
 ・数字が斜向き、数字が斜向き

***2** 動体視力
 ・行が縦向き、数字が横向き
 ・行が横向き、数字が縦向き
 ・行が斜向き、数字が斜向き
 ・数字が斜向き、数字が斜向き
 ・数字が斜向き、数字が斜向き

④ 視野と速度の関係

車の速度が速くなるほど運転者の視野は狭くなり、速くを注視するようになるために、近くは見えにくくなります。したがって、速度を出しすぎると、近くから飛び出してくる歩行者や自転車などを見落とすやすくなるので注意しましょう。

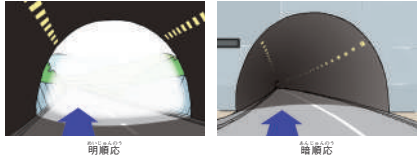


(3) 順応

暗いところから急に明るいところへ入ると、最初はまぶしくてよく見えませんが、しばらくすると目が慣れて、遠くどおり見えるようになります。これを明順応^{*1}といいます。

反対に、明るいところから急に暗いところへ入ったときも、最初は何も見えませんが、やがて少しずつ見えるようになります。これを暗順応^{*1}といいます。暗順応の方が明順応よりも時間がかかります。

トンネルの出入口付近を走行するときなど^{*1}は、速度を落として、慎重に運転しなければなりません。



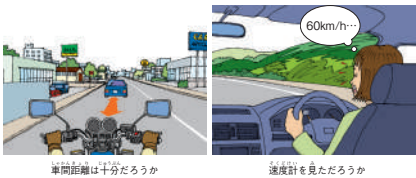
***1** 夕暮れどきも、周囲が暗くなる速度に目が順応しきれず、見えにくくなります。詳しくはP.209参照。

4 距離と速度の判断

運転者は走行中、他の車や障害物との距離を自分なりに判断し、ときには速度計を見ずに走行中の速度を判断することもあります。

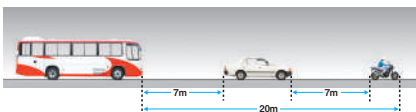
しかし、人間の判断は必ずしも正確ではなく、錯覚を生ずることもあるので、距離や速度を判断するときはカンに頼らず、速度計を見て速度を確認する習慣をつけましょう。

とくに高速道路から一般道路に出たときは、速度超過になりがちなので注意が必要で。



さらに、道路上のさまざまな条件が変化すると、距離や速度に対する判断の誤差はいっそう大きくなります。

- ① 夜間 …………… 周囲が暗くて見えにくいため、速度についての判断が狂う。また、他車のライトを頼りにして、自分の車からの距離や他車の速度を判断すると、正確でないことがある。
- ② 高速道路 …………… 周囲が開けているため、実際の速度より速く感じる。
- ③ 車の大きさ …………… 同じ距離であっても大きい車は近く、小さい車は遠くを感じる。



2 認知・判断・操作に影響をおよぼす要因

認知・判断・操作に影響をおよぼし、反応時間を長くさせるなどの好ましくない結果のもととなる要因には、さまざまなものがあります。これらの中には、飲酒や疲労のように、前もって予防できるものがあります。

1 飲酒

(1) 飲酒がおよぼす影響

お酒を飲んだときの反応には個人差があります。また、お酒を飲むと一時的に緊張が解けて気分が高揚するので、頭がさえたように錯覚をすることもあります。しかし実際には、アルコールは確実に脳の働きをにぶらせます。物事を冷静に判断したり、論理的に考えることができなくなります。お酒を飲んだあとに車を運転すると、判断力や自制心がふるため、的確な運転操作をすることができなくなります。また、視覚の働きが低下したり、距離や速度などの判断が狂うといったさまざまな悪影響が現れます。

(2) 飲酒運転の恐ろしさ

飲酒運転は、死亡事故などの重大な交通事故を引き起こします。お酒を飲んでもら時間があったので運転してもいいだろうと安易に考えることは、大変危険です。少しでもお酒を飲んだときは、絶対に運転してはいけません!! また、運転する予定のある人にお酒を勧めたり、飲ませてはいけません。*



ちょっと注目
 飲酒がおよぼす影響
 ・自覚運転になる
 ・スピードを出しすぎる
 ・注意範囲が狭くなる
 ・遠近感による

注65
 *1 飲酒運転に対してはとくに厳しい罰則が設けられています。
 ① 酒酔い運転 (酔っぱらった状態)
 5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金
 ② 酒気帯び運転 (酔っ払い)
 3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
 また、運転者に飲酒させたり、飲酒した人に車両を提供した場合も、飲酒運転をほう助(手助け)したとして、厳しく罰せられます。